令和８年度要望調査の記入要領

～目次～

【全体】
• 事業の概要　Ｐ１～２

【コメ新市場開拓等促進事業】
• 取組メニューについて　Ｐ３～４
• 記載例　Ｐ５～１０

【畑作物産地形成促進事業】
• 取組メニューについて　Ｐ１１～１６
• 記載例　Ｐ１７～２２

【お問い合わせ】

庄内町農業再生協議会

電話：0234-42-0168

FAX：0234-43-2246

様式ダウンロードができます。

（庄内町役場 HP）

コメ新市場開拓等促進事業及び
畑作物産地形成促進事業の概要について

■共通事項

○申請後の取下げはできません！自分が問題なく取り組めるかご検討のうえ申請してください

・メニューの内容を正しく理解しましたか？　3つ以上メニューに取り組むことができますか？

・**申請や実績報告は、申請者自身で行うことが原則です。**指定された期限までに実績報告が可能ですか？

○実需者と契約する（契約締結する計画がある）面積が交付対象です

・令和８年６月３０日までに、正式な契約締結が必要です。

・必ずしも「作付面積＝対象面積」にはなりません。対象外となった面積は、戦略作物助成の対象となります（詳細は次頁へ）。

■事業ごとの詳細

コメ新市場開拓等促進事業

対象作物（令和８年産）	交付金単価
新市場開拓用米（輸出米）	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米	9万円/10a
酒造好適米（R8新規）	※最大3万円/10a

※取組年数に応じて「１年あたり１万円×10a×最大３年間」を令和８年度に一括交付

■取組要件

・低コスト生産等の取組メニューから確実に実施する取組を３つ以上を選択し取り組む

・酒造好適米は、農産物規格規定に定める品種（美山錦、出羽燦々、雪女神等）が対象です。「亀の尾」は対象外となります。

畑作物産地形成促進事業

対象作物（令和8年産）	交付金単価
麦	4万円/10a
大豆	
高収益作物（赤かぶ）	
子実用とうもろこし	

■取組要件

・低コスト生産等の取組メニューから「排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去」　のいずれか1つを含めて3つ以上を選択し取り組む

※「心土破砕」又は「額縁明渠」を選択する場合は、「心土破砕」又は「額縁明渠」のほかに3つ以上を選択して取り組む

コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業による水田活用の直接支払交付金への影響について

コメ新市場/畑作促進か、戦略作物助成の「どちらかを選択してください」
（両方もらうことはできません）

事業申請して採択された場合　　単位：円/10a

	大豆	加工用米	新市場開拓用米	酒造好適米
コメ新市場/畑作促進	40,000	30,000	40,000	最大30,000
戦略作物助成	0	0	0	0
国産地交付金	0	0	0	0
県産地交付金	0	0	0	0
合計	40,000	30,000	40,000	最大30,000

事業申請しない又は、申請したが採択されなかった場合　　単位：円/10a

	大豆	加工用米	新市場開拓用米	酒造好適米
コメ新市場/畑作促進	0	0	0	0
戦略作物助成	35,000	20,000	0	0
国産地交付金	0	0	20,000	0
県産地交付金	0	8,000	0	0
合計	35,000	28,000	20,000	0

※産地交付金は要件を満たした場合、戦略作物助成に上乗せで助成されます。

※記載の単価は令和８年１月時点のものです。今後変更となる場合があります。

■ポイント！
作付面積－コメ新市場/畑作促進面積＝1a以上の場合
差し引いた残りの面積は戦略作物助成の対象になります。
（交付金が何もつかなくなるわけではありません）

例）大豆作付面積が「100a」で、
畑作促進の申請面積が「80a」の場合・・・
→畑作促進（320,000円）＋戦略作物助成（70,000円）
計　390,000円

畑作促進　80a
80a×40,000円/10a
＝320,000円

戦略作物助成　20a
20a×35,000円/10a
＝70,000円

申請後の取下げはできません！よくご検討のうえ申請してください

コメ新市場開拓等促進事業

低コスト生産等の取組メニューについて

・低コスト生産等の取組を行う際には、以下に記載する取組基準等の詳細をご確認ください。
・品目毎に確実に実施する取組を３つ以上選択※してください。
・多収品種加算を受ける場合には、「⑬多収品種等の導入」を含めて合計４つの取組（「多収品種の導入」＋３つの取組）を選択してください。
※実際に行った取組メニューが３つ以上となる必要がありますので、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際にはご注意ください。
・実績報告時提出書類（伝票や写真）は必ずご自身で用意してください。

▽ 新市場開拓米、加工用米、米粉用米、酒造好適米（共通）　※品目毎に3つ以上選択してください。

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 ・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと	水稲共済細目書、現地確認により再生協が確認
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 **・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は 50 株/坪（15.2 株/㎡）以下とすること** ※都道府県等の栽培指針等に疎植の基準が示されている場合はこれによることができることとする	・疎植栽培に対応した**田植機の写真** **・株間調整レバー部分の写真** （移植した苗本数がわかる部分） **・代表的な地点の田植え直後の写真**
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・慣行栽培（乾籾 100～150g（催芽籾 125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾籾 250～300g（催芽籾 312～375g）を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること	・密苗に対応した**田植機の写真** （型番がわかる部分） **・苗箱播種時の写真**
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	**・プール育苗写真（全景）**
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約 60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	・個人で実施の場合は**作業中写真** ・育苗センター等に作業委託した場合は支払伝票の写し
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 ・無代掻き移植栽培※1、乳苗移植栽培※2のいずれかに取り組む ※１:耕耘砕土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※２:葉齢が２葉未満の苗（乳苗。育苗日数は７～10 日程度）を移植する	①無代掻き移植栽培 ・栽培履歴 **・移植作業中の機械を含めた写真** ②乳苗移植栽培 **・乳苗であることがわかる写真** （スケールを置く等）
⑦作期分散	作期の異なる複数品種※を作付けし、作期を分散する取組 ・農業経営体の水稲生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも新市場開拓用米又は加工用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない。※飼料用米専用品種も含む。	・実績報告書
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 ・ｐH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること	**・元肥または追肥の資材伝票** ・土壌診断結果

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
⑨効率的な施肥	流し込み施肥※１、育苗箱全量施肥※２、側条施肥※３のいずれかに取り組むこと ※１:水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む ※２:苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、苗箱内に１作期分の肥効調節型肥料を施用する ※３:側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する	①流し込み施肥 ・資材購入伝票 ②育苗箱全量施肥 ・資材購入伝票 **・機械を入れた作業中の写真** ③側条施肥 ・資材購入伝票 **・機械を入れた作業中の写真**
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理※１、田植え同時処理※２のいずれかに取り組むこと ※１:専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※２:専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する	・農薬の購入伝票 **・機械を入れた作業中の写真**
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて 30%以上削減	・栽培履歴（ＪＡに提出するものの写し等）
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて 50%以上削減	・栽培履歴（ＪＡに提出するものの写し等）
⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用パン・麺専用品種の導入	以下のいずれかの品種の作付け ①多収品種（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米） ・「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定する多収品種又は地域の単収よりも概ね１割以上収量が高く、県が多収品種と判断する品種（山形県は「出羽きらり」が対象）を作付すること。 ②高温耐性品種（全品目） ・都道府県において高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種であり、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入されたものであると県が判断する品種(山形県は該当品種なし) ③米粉用米パン・麺専用品種（米粉用米） ・「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定されている米粉用向け専用品種	・種子の購入伝票
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用 ・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること	▲カントリー、ヘリ防除は対象外 ・利用者名簿 ・作業日誌
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用 ・ロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	**・機器の写真** **・作業中の写真** ・作業日誌
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施 ・長期中干し（地域の慣行日数に対して７日間以上延長）、秋耕、のいずれかに取り組むこと	①長期中干し **・中干し中のほ場の写真** ・作業日誌 ②秋耕 **・機械を入れた作業中の写真**
⑰ほ場への炭素貯留	土壌管理によりほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	①バイオ炭の施用 ・資材購入伝票 ②不耕起又は省耕起栽培 ・作業日誌 **・取組がわかるほ場の写真**
⑱地域特認メニュー（ケイ酸質肥料の散布）	稲の受光態勢の改善やいもち病の発生抑制に効果を有するケイ酸質肥料またはケイ酸質を含む肥料を適正量散布または流し込みで施用	・資材購入伝票 ・肥料袋の保証票部分の写真（ケイ酸を含むことがわかる書類等）
⑲地域特認メニュー（省力的な農薬散布）	投げ込み式又は流し込み式の薬剤(フロアブル剤、パック剤、豆粒剤等)を使用して水田除草剤や殺虫剤の散布を行うこと　・農薬の使用基準を遵守し、適正に使用すること	・農薬購入伝票

（参考３）

記載例（申込書）

（コメ新市場開拓等促進事業（令和8年産））

※令和7年産からの主な変更点は赤字とする。

申込書の記載例（項目１，２）　①新市場開拓用米、加工用米および米粉用米の場合

・申請者の氏名、住所等を記載する。
・法人、集落営農の場合は代表者の記載も必要。

（様式第13

コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書

締切：令和○年○月○日（ ）

農業

１．申込者　必須

フリガナ	▲▲　▲▲
氏名又は法人・組織名	○○　○○
フリガナ	
代表者氏名（法人・組織のみ）	

1－2

２．

・✓を入れる（取り組む品目）のは、今回交付を申請する品目。

・前年とは令和７年、当年とは令和８年、翌年とは令和９年とする。

・前年産及び当年産作付面積は、今回交付を申し込まない品目でも、コメ新市場開拓等促進事業の対象品目を作付をする（した）場合は記入する（ポイント算定・要件確認に必要）。

・品目毎の事業取組面積は、実需者との取引契約に基づき出荷・販売する数量相当の面積を地域の合理的な単収（※）を用いて算定する。（※営農計画書の記載に当たって用いている単収と合わせる。）

・「うち、多収品種加算面積」欄と「うち、多収品種加算相当数量」欄は、実需者との取引契約に基づき設定する。
・このとき、「多収品種加算面積」は、「地域の合理的な単収を用いて算定した面積」と「実際の作付面積」のうち小さい方とする。（いずれの場合も、「多収品種の作付け＋３つの取組」を行う必要）
・また、「多収品種加算相当数量≧多収品種加算面積×地域の合理的な単収」という関係となるよう設定する。

▽ 事業で取り組む品目に✓を入れてください。
▽ 作付面積、事業取組面積は、**㎡単位で、小数点以下切り捨ての数値を**
▽ 作付面積については、事業への取組品目以外でも作付する（した）場

チェック欄 ※事業の取組品目に✓を入れて下さい	品目	前年産作付面積（㎡）※事業の取組品目以外も作付した場合はご記入下さい	当年産作付面積（㎡）※事業の取組品目以外も作付する場合はご記入下さい	当年産事業取組 ※１ 面積（㎡）	出荷・販売契約数量（kg）	うち、多収品種加算面積（㎡）	うち、多収品種加算相当数量（kg）	翌年産ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ取組面積（㎡）	酒造好適米 ※２ R９年産事業取組 面積（㎡）	R９年産事業取組 出荷・販売契約数量（kg）	R１０年産事業取組 面積（㎡）	R１０年産事業取組 出荷・販売契約数量（kg）
✓	新市場開拓用米	4,000	25,000	20,000	10,000	10,000	5,000	5,000				
	加工用米	1,000	2,000									
✓	米粉用米	0	1,000	500	270			0				
✓	酒造好適米	3,000	5,000	3,000	1,500			0	4,000			
	計：	8,000	33,000					5,000				

・翌年産ブロックローテーション予定面積には、令和８年度に本事業に取り組む面積のうち、令和９年度にブロックローテーションに取り組む面積を記入する。

※１　・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。
「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に３つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、
実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。
・「多収品種加算面積」には、多収品種加算を受ける取組面積を記載してください。なお、多収品種加算を受けるには、多収品種の導入のほか３つ以上、計４つの取組を行う必要があります。
・「翌年産ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。

申込書の記載例（項目１，２）　②酒造好適米の場合

・申請者の氏名、住所等を記載する。
・法人、集落営農の場合は代表者の記載も必要。

（様式第13

コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書

締切：令和〇年〇月〇日（ ）

農業再

１．申込者　必須

フリガナ	▲▲　▲▲
氏名又は法人・組織名	〇〇　〇〇
フリガナ	
代表者氏名（法人・組織のみ）	
住　所	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市〇〇町１－２

・前年とは令和７年、当年とは令和８年、翌年とは令和９年とする。

・前年産及び当年産作付面積は、今回交付を申し込まない品目でも、コメ新市場開拓等促進事業の対象品目を作付をする（した）場合は記入する（ポイント算定・要件確認に必要）。

・「面積」欄は、３つ以上の取組を行う「実際の作付面積」を記入する。
・「出荷・販売契約数量」欄は、実需者との取引契約を踏まえた生産数量を記入する。

※作付面積と契約数量から算出された単収が、過去の実績や近傍のほ場等と比較して明らかに低いと判断する場合には、本交付金の交付対象とならない場合がありますのでご留意ください。その際、酒造好適米は主食用米による代替が効かないことを踏まえ、凶作に備えて需要量や生産数量よりも契約数量を少なく設定する場合があることに鑑み、需要量に応じて適切な生産が行われている範囲において、これを考慮できることとします。

地域農業再生協議会においては、上記を踏まえ、交付面積が適切か確認することとします。

・R9年産およびR10年産についても、当年産と同様に計画を記入する。

２．取組品目・面積　必須

▽ 事業で取り組む品目に✓を入れてください。
▽ 作付面積、事業取組面積は、**㎡単位で、小数点以下切り捨ての数値を**
▽ 作付面積については、事業への取組品目以外でも作付する（した）場

チェック欄	品目	前年産作付面積（㎡）※事業の取組品目以外も作付した場合はご記入下さい	当年産作付面積（㎡）※事業の取組品目以外も作付する場合はご記入下さい	当年産事業取組　※１					R９年産事業取組		R１０年産事業取組	
				面積（㎡）	出荷・販売契約数量（kg）	うち、多収品種加算面積（㎡）	うち、多収品種加算相当数量（kg）	翌年産ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ取組面積（㎡）	面積（㎡）	出荷・販売契約数量（kg）	面積（㎡）	出荷・販売契約数量（kg）
✓	新市場開拓用米	4,000	25,000	20,000	10,000	10,000	5,000	5,000				
	加工用米	1,000	2,000									
✓	米粉用米	0	1,000	500	270			0				
✓	酒造好適米	3,000	5,000	3,000	1,500			0	4,000	2,000	2,000	1,000
	計：	8,000	33,000					5,000				

酒造好適米に✓を入れる

※１　・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。
「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に３つ以上行う予定の面積（＝支援対
実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。
・「多収品種加算面積」には、多収品種加算を受ける取組面積を記載してください。なお、多収品種加算を受け
・「翌年産ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載し

・翌年産ブロックローテーション予定面積には、令和８年度に本事業に取り組む面積のうち、令和９年度にブロックローテーションに取り組む面積を記入する。

申込書の記載例（項目３）

３．実需者※との契約の有無について　必須

※ 本事業における実需者とは、加工等を行う食品製造事業者や外食・中食業者のほか、輸出を代行する輸出事業者、酒蔵や酒造組合等です。
▽ 取り組む品目毎に、（１）～（３）について該当する場合、具体的な実需者名（（２）には、集出荷業者等名も併せて）を必ず記載してください。
▽ 添付書類として、集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等を提出してください。

		新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
（１） 直接、実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、実需者名を右欄に記載	実需者名	株式会社 ○○ 全農インターナショナル	株式会社 ○○ 全農インターナショナル		
（２） 集出荷業者（JAや卸売業者）等と出荷契約を締結し、その集出荷業者等が実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、集出荷事業者名と実需者名を右欄に記載 （※１）	集出荷業者等名			ＪＡ ○○	
	実需者名			株式会社 ○○	
（３） ・農業者（申込者）が直接、加工等を行っているなど、実需者の役割を兼ねている場合、加工等の取組内容を右欄に記載 ・酒蔵が自ら生産した米を加工する場合は、製品、原料米穀の使用数量、このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量を記載	加工等の取組内容				・製品：○○ 日本酒・その他（　　） ・原料米穀の使用数量： ▲▲ kg ・このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量： □□ kg

上記表で実需者名等の欄が不足するなどの場合には以下に記載してくだい。
その場合、品目も併せて記載してください。

・取り組む品目毎に、必ず（１）、（２）又は（３）に該当している必要があるほか、必ず実需者名等を記載する。

・（１）及び（２）には、具体的な実需者名（（２）には、集出荷業者等名も併せて）、（３）には、加工等の具体的な取組内容を必ず記載する。

・特に、酒造好適米で酒蔵が自ら生産した米を加工する場合には、記載様式に則り、（３）に必要事項を記載する。

・集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等について、当該申込書の提出時に添付が必要。

・実需者名が分からない場合は、集出荷業者等に確認する。

・上記表で実需者名等が書ききれない場合は、残りをこちらの欄に記載する。

（※１）集荷業者を挟む場合には、①一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、または、②酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていることが必要です。

申込書の記載例（項目４）

４．実施する取組

〇新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米に取り組む方は記載　選択

※　多収品種加算を受ける場合には、以下に✓を入れ、（　）に品種名を記入して下さい

	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
多収品種加算 （　品　種　名　）	□ （　　）	☑ （　〇〇〇　）	□ （　　）	

※　品目毎に３つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい
なお、多収品種加算を受ける場合には、取組番号13に✓を入れ、多収に〇を付し、（　）に品種名を記載した上で、これ以外に３つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい　（多収品種の導入＋３つの取組　を選択）

番号	取組メニュー	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
1	直播栽培	□	□	□	☑
2	疎植栽培	□	□	□	□
3	高密度播種育苗栽培	□	□	□	□
4	プール育苗	□	☑	□	□
5	温湯種子消毒				
6	効率的な移植栽培				
7	作期分散				
8	土壌診断等を踏まえた施肥 土づくり				
9	効率的な施肥				
10	効率的な農薬処理	□	☑	☑	□
11	化学肥料の使用量削減	☑	☑	□	□
12	化学農薬の使用量削減	□	□	□	□
13	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入 （　品　種　名　）	☑ （多収・高温） （　●●●　）	☑ （多収　高温） （　〇〇〇　）	☑ （多収　高温　専用） （　▲▲▲　）	□ （高温） （　　）
14	農業機械の共同利用	□	□	□	□
15	スマート農業機器の活用	□	□	☑	□
16	ほ場由来の温室効果ガスの削減	□	□	□	□
17	ほ場への炭素貯留	□	□	□	☑
18	地域特認メニュー （　　）	□	□	□	□
19	地域特認メニュー （　　）	□	□	□	□
20	地域特認メニュー （　　）	□	□	□	□

←　当該品種が有するすべての特性に〇を付してください

・取組番号13を選択する場合には、✓を入れ、（　）に品種名を記載した上で、当該品種が有するすべての特性に〇を付してください

・多収品種加算を受ける場合には、取り組む品目毎に、✓を入れ、（　）に品種名を記入して下さい。

・取り組む品目毎に、確実に実施する取組メニューを３つ以上選択して✓を入れること。

・多収品種加算を受ける場合には、取組番号13に✓を入れ、多収に〇を付し、（　）に品種名を記載した上で、これ以外に３つ以上の取組メニューに✓を入れること。
（多収品種の導入＋３つの取組　を選択）

・実際に行った取組メニューが３つ以上となるよう、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際は注意すること。
（例えば、ドローンによる追加防除を実施する予定で「スマート農業機器の活用」を選択していたが、防除の必要性がなくて実施せず、結果として取組数が３つ未満となった場合は、助成要件を満たさないこととなる。）

・取組メニュー毎の取組基準については、別表参照のこと。

・都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定する場合は、それを選択することも可能。

申込書の記載例（項目５）

５．確認欄（以下の□に✓を入れ、署名をしてください）　必須

□ 国の他の助成事業（当年産に係る事業（水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金を除く））で支援を受けている又は受ける予定となっている取組は選択しておらず、補助金等の重複受給はありません。

□ 本事業で支援を受けた水田の面積については、当年産の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外されることについて了承します。

□ 取組を実施しても、採択審査の結果、助成対象とならない場合があることについて了承します。

□ 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を事業翌年度から5年間保管し、地域農業再生協議会や地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

□ 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

・本計画書に基づく内容において、虚偽の申請をしたことが判明した場合
・正当な理由なく、本計画書に記載した対象作物を作付けていないことが判明した場合
・本計画書に記載した対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結をしていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
・必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
・地域農業再生協議会等による適正な事業執行等のための調査に応じない場合

上記確認内容に同意すること、助成対象となった場合には、確実に取組を実施
するとともに、取組の結果報告を行うことを誓約します。
令和　　年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

・５つの確認項目をよく読んで、同意できる場合はそれぞれ✓を入れる。

・左記の誓約事項に同意できる場合は、日付を記載し、署名を行う。

低コスト生産等の取組メニューについて

・低コスト生産等の取組を行う際には、以下に記載する取組基準等の詳細をご確認ください。

・品目毎に、畑作物本作化促進メニュー（グレーの項目）の中から必ず１つ含めて確実に実施する取組を3つ以上選択※してください。

・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしにおいて、畑作物本作化促進メニューの「排水対策」として「心土破砕」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を3つ以上実施してください。

※実際に行った取組メニューが**3つ以上**となる必要がありますので、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際にはご注意ください。

▽ **麦** ※ ⑧~⑪については、Ｒ８年産の収穫後に行う場合も対象となります

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
（必須）赤カビ病の防除	赤カビ病の防除の実施	・農薬の購入伝票
①融雪促進	融雪促進剤の散布 ・10a 当たり 90～120 kgの融雪促進剤を散布すること	・資材の購入伝票
②新たに導入した品種に応じた施肥	新たに導入した品種に応じた施肥 ・当年産麦で新たに品種転換をすること ・転換した品種に応じて、都道府県等の栽培指針等に沿った施肥を行うこと	・種子の購入伝票
③難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の難防除雑草の防除 ・難防除雑草である、ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギについて総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）	・左記の難防除雑草の防除に効果のある農薬の購入伝票 ・総合的防除（機械除草、中耕培土等）の**作業写真**
④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	生育予測システムの活用 ・生育予測システムを使用し、開花期・収穫期予測を行うこと	**・システムの活用写真**
⑤効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施 ・ピンポイント施肥※1、追肥重点施肥※2のいずれかに取り組む ※１:一斉追肥と比較し施肥量を削減すること ※２:基肥施用量を減らし、開花期（茎立期）の追肥を増やすことで肥効の向上に取り組むこと	**・使用機械の写真** ・資材の購入伝票
⑥新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを使用すること	・利用者名簿 ・作業日誌

▽ **麦**

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
⑦新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	**・機器の写真、活用状況の写真**
⑧土層改良 （本作化促進メニュー）	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）	**・作業写真**
⑨畦畔除去 （本作化促進メニュー）	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること	**・作業前後の写真**
⑩均平作業（傾斜均平） （本作化促進メニュー）	レーザーレベラーや GPS レベラーを用いた均平作業	**・作業中の写真**
⑪排水対策 （本作化促進メニュー）	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと	**・作業直後の写真**
⑫ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと	・資材の購入伝票
⑬ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	・資材の購入伝票 ・作業日誌

▽ **大豆**　　※品目毎に３つ以上選択してください

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
①大豆 300A 技術	研究機関が開発した大豆 300A 技術及びそれに類する播種技術の実施 ・300A 技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培の生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと	畝立て同時播種 **・作業写真** ・作業日誌
②難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法による帰化アサガオ類やアレチウリ等の難防除雑草の防除 ・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）	・除草剤（①大豆バサグラン液剤、②アタックショット乳剤、③パワーガイザー液剤）の購入伝票 ・総合的防除（機械除草、中耕培土等）の**作業写真**
③土壌診断等を踏まえた土づくり	土壌診断等に基づく有機質資材や土壌改良資材の施用 ・ｐH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可能）	・資材の伝票 ・土壌診断結果
④新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付け ・平成 20 年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付すること	・種子の購入伝票
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施 ・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること	▲側条施肥は対象外 ・ドローン撮影写真 ・資材購入伝票
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーや GPS レベラーを用いた均平作業	**・作業中の写真**
⑦摘心栽培	―	**・作業写真**
⑧畝間冠水	―	**・作業写真**
⑨化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の 30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて 30%以上削減すること	・栽培履歴
⑩化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の 50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて 50%以上削減すること	・栽培履歴
⑪排水対策（本作化促進メニュー）	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと	・産地交付金「大豆排水対策助成」申請書、実績報告
⑫新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること	**・使用する機械の写真** ・共同利用者の名簿 ・作業日誌
⑬新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	**・機器の写真** **・作業中の写真** ・作業日誌
⑭土層改良（本作化促進メニュー）	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）	**・機械を入れた作業写真**

▽ **大豆**

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
⑮畦畔除去 （本作化促進メニュー）	効率的な営農のための畦畔除去	・**作業前後の写真**
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと	・**機械を入れた作業写真** ・緩行性肥料の購入伝票 ・栽培履歴
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	・バイオ炭の購入伝票 ・栽培履歴

▽ **高収益作物（野菜・果樹等）**　　※品目毎に３つ以上選択してください

取組メニュー	取組内容・取組基準	実績報告時提出書類
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入	・資材の購入伝票 ・栽培履歴
②農薬によらない病害虫対策	LED トラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組 ・LED トラップ、フェロモントラップ、防虫ネット、誘蛾灯、光反射シート、紫外線カットフィルム、粘着板の設置や、病害虫抵抗性品種の利用や病害虫の発生源となる雑草の防除、病斑部の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと	**・設置した写真**
③農薬によらない土壌消毒	土壌還元消毒や熱水土壌消毒等の実施 ・土壌還元消毒、熱水土壌消毒、エタノール土壌還元消毒、湛水処理、クリーニングクロップの導入のうち、いずれかに取り組むこと	・資材の購入伝票
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用 ・ドリフト低減ノズルやドリフト低減型防除機の利用、ネットや被覆資材の利用、飛散しにくい剤型の農薬の選択等、『農薬飛散対策技術マニュアル(消費・安全局植物防疫課)』に記載の取組を行うこと （参考）農薬飛散対策技術マニュアル http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/pdf/all.pdf	**・作業中又は設置した写真**
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の 30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて 30%以上削減すること	・栽培履歴
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の 50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて 50%以上削減すること	・栽培履歴
⑦新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付け ・輸出や加工・業務用に適する品種として都道府県等の普及指針等において推奨されている品種を新たに作付すること	・種子の購入伝票
⑧排水対策 （本作化促進メニュー）	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと	・実績報告 **・作業直後の写真**
⑨新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること	**・機械を入れた作業写真** ・共同利用者の名簿 ・作業日誌
⑩新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	**・機器の写真、活用状況の写真** ・作業日誌
⑪土層改良 （本作化促進メニュー）	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は序礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）	**・機械を入れた作業写真**
⑫畦畔除去 （本作化促進メニュー）	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること	**・作業前後の写真**
⑬均平作業 （本作化促進メニュー）	レーザーレベラーや GPS レベラーを用いた均平作業	**・作業中の写真**
⑭ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと	**・機械を入れた作業写真** ・緩行性肥料の購入伝票 ・栽培履歴
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	**・作業写真** ・バイオ炭の購入伝票 ・栽培履歴

▽ **子実用とうもろこし**　　※品目毎に３つ以上選択してください

取組メニュー	取組内容・取組基準
①排水対策 （本作化促進メニュー）	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、耕うん同時畝立て播種 ・上記の排水対策のうち、土壌条件にあった対策に取り組むこと
②均平作業 （本作化促進メニュー）	レーザーレベラーや GPS レベラーを用いた均平作業
③堆肥の利用	家畜排せつ物の堆肥の利用 ・畜産農家から供給される堆肥の利用
④農薬によらない病害虫対策	耕種的防除等の取組 ・病害虫抵抗性品種の利用、前作の作物残渣の撤去、病害虫の発生源となる雑草の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと
⑤生物農薬の活用	有害生物の防除に生物農薬（ＢＴ剤）の活用
⑥難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるイチビ、アレチウリ、ワルナスビ、帰化アサガオ類等の難防除雑草の防除 ・薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外
⑦化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の 30%以上削減 ・科学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて 30%以上削減すること
⑧化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により化学農薬の使用量の 50%以上削減 ・科学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて 50%以上削減すること
⑨カビ毒の低減	カビ毒の原因となる病害虫の防除とカビ毒の検査の実施 ・病害虫の適切な防除（化学的防除・耕種的防除、乾燥・貯蔵カビ毒の検査を行うこと
⑩新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑪新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑫土層改良 （本作化促進メニュー）	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑬畦畔除去 （本作化促進メニュー）	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること
⑭ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと
⑯新品種の導入	子実用とうもろこしに適した新品種の作付け ・都道府県、研究機関、種苗会社等において子実用とうもろこし向けに推奨されている品種を新たに作付すること

記載例（申込書）

（畑作物産地形成促進事業（令和8年産））

申込書の記載例（項目１、２）

（様式第14－4号：参考様式）

畑作物産地形成促進事業 取組計画書

締切：令和〇年〇月〇日（　）

※ 必要事項を記入して、営農計画書を提出している地域農業再生協議会へ提出してください。

農業再生協議会長　殿

１．申込者　必須

フリガナ	▲▲　▲▲
氏名又は法人・組織名	〇〇　〇〇
フリガナ 代表者氏名（法人・組織のみ）	
住　所	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇県〇〇市〇〇町１－２－３

２．取組品目・面積　必須

▽ 事業で取り組む品目に✓を入れてください。
▽ 作付面積、事業取組面積は、**㎡単位で、小数点以下切り捨ての数値を記載**してください。
▽ 高収益作物に取り組む場合は、具体的な品目を記載してください。
　なお、**高収益作物については、水田活用の直接支払交付金の産地交付金によって地域農業再生協議会等が当年度に支援を予定している品目が対象**ですので、事前に地域農業再生協議会の事務局までご確認ください。
▽作付面積については、事業への取組品目以外でも作付する（した）場合はご記載下さい。

チェック欄 ※事業の取組品目に✓を入れて下さい	品目	前年産作付面積（㎡） ※事業の取組品目以外も作付した場合はご記入下さい	当年産作付面積（㎡） ※事業の取組品目以外も作付する場合はご記入下さい	当年産事業取組　※ 面積（㎡）	出荷・販売契約数量（kg）	うち、翌年産ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ取組面積（㎡）	【参考】うち、飼料向け面積（㎡）
	麦　【新市場開拓向け】	0	0				
✓	【加工向け】	0	3,000	3,000	675	0	
	大豆　【新市場開拓向け】	0	0				
✓	【加工向け】	10,000	20,000	15,000	1,500	2,550	
	高収益作物　【新市場開拓向け】	0	0				
	品目：						
	品目：						
	高収益作物　【加工・業務用】	1,000	3,000	2,000	9,000	0	
✓	品目：たまねぎ	1,000	3,000	2,000	9,000	0	
	品目：						
	子実用とうもろこし	1,000	1,000				
	計：	13,000	30,000			2,550	

※・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。
　「当年産事業取組」の面積欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に３つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。
・「翌年産ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。
・「うち、飼料向け面積」には、子実用とうもろこしの事業取組面積のうち、飼料用としている分の面積を記載してください。
　（本項目は採択に影響を与えるものではありませんが、参考情報としてご記載願います）

・申請者の氏名、住所等を記載する。
・法人、集落営農の場合は代表者の記載も必要。

・✓を入れる（取り組む品目）のは、今回交付を申請する品目。

・前年とは令和７年、当年とは令和８年、翌年とは令和９年とする。

・前年産及び当年産作付面積は、今回交付を申し込まない品目でも、作付をする（した）場合は記入する（ポイント算定に必要）。

・麦、大豆の新市場開拓向けとしては、例えば輸出向けの麦・大豆のほか、輸出向けの味噌や醤油等などの加工品原材料として作付する場合に該当する。

・生産した麦、大豆の用途（新市場開拓向け又は加工向け）が分からない場合は、出荷・販売する集出荷業者や実需者等に確認する。

・品目毎の事業取組面積は、実需者との取引契約に基づき出荷・販売する数量相当の面積を地域の合理的な単収（※）を用いて算定する。
　※ 麦、大豆、高収益作物については、地域又は農業者の直近５年間のうち、最大値・最小値を除いた３年間の平均単収。

・子実用とうもろこしに申請する場合は、取組面積のうち、飼料向けとして取組面積を記載する。

・高収益作物に取り組む場合は、具体的品目を記載する（なお、水田活用の直接支払交付金の産地交付金によって地域農業再生協議会等が令和８年産に支援を予定している品目が対象）。

申込書の記載例（項目３）

３．実需者※との契約の有無について　必須

※本事業における実需者とは、加工等を行う食品製造事業者や外食・中食業者のほか、輸出を代行する輸出事業者等です。
▽取り組む品目毎に、（１）～（３）について該当する場合、具体的な実需者名（（２）には、集出荷業者等名も併せて）を必ず記載してください。また、高収益作物については、具体的な品目も記載してください。
▽添付書類として、集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等を提出してください。

		麦〔新市場開拓向け〕	麦〔加工向け〕	大豆〔新市場開拓向け〕	大豆〔加工向け〕	高収益作物〔新市場開拓向け〕 品目名〔　〕	高収益作物〔加工・業務用〕 品目名〔たまねぎ〕	子実用とうもろこし
（１）直接、実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、実需者名を右欄に記載	実需者名		株式会社○○					
（２）集出荷業者（JAや卸売業者）等と出荷契約を締結し、その集出荷業者等が実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、集出荷事業者名と実需者名を右欄に記載	集出荷業者等名				JA○○			
	実需者名				株式会社○○			
（３）農業者（申込者）が直接、加工等を行っているなど、実需者の役割を兼ねている場合、加工等の取組内容を右欄に記載	加工等の取組内容						・皮むき、芯抜き等の処理・カット等の一次加工	

上記表で実需者名等の欄が不足するなどの場合には以下に記載してください。
その場合、品目も併せて記載してください。

・高収益作物については、具体的な品目を記載する。

・取り組む品目毎に、必ず（１）、（２）又は（３）に該当している必要があるほか、必ず実需者名等を記載する。

・（１）及び（２）には、具体的な実需者名（（２）には、集出荷業者等名も併せて）、（３）には、加工等の具体的な取組内容を必ず記載する。

・集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等について、当該申込書の提出時に添付が必要。

・実需者名が分からない場合は、集出荷業者等に確認する。

・上記表で実需者名等が書ききれない場合は、残りをこちらの欄に記載する。

申込書の記載例（項目4【麦】）

4．実施する取組

※　以下取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業、畦畔除去）の中から必ず１つ以上含めて、品目毎に３つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい。
※　３つ以上の取組メニューとは別に「赤カビ病の防除」を実施してください。

（１）麦に取り組む方は記載　選択

番号	取組メニュー	麦（新市場開拓向け）	麦（加工向け）
必須	赤カビ病の防除	☐	☑
1	融雪促進	☐	☐
2	新たに導入した品種に応じた施肥（防除等を除く）	☐	☐
3	難防除雑草対策（薬剤のみによる防除を除く）	☐	☐
4	生育予測システムを	☐	☑
5	効率的・効果的な	☐	☑
6	新たに実施する農業	☐	☐
7	新たに実施するスマート農 活用	☐	☐
8	土層改良 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
9	畦畔除去 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
10	均平作業（傾斜均平） ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
11	排水対策 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☑
12	ほ場由来の温室効果ガスの削減	☐	☐
13	ほ場への炭素貯留	☐	☐
14	地域特認メニュー （○○○の実施　　）	☐	☑
15	地域特認メニュー （　　）	☐	☐
16	地域特認メニュー （　　）	☐	☐

畑作物本作化促進メニュー
・排水対策
・土層改良
・均平作業（傾斜均平）
・畦畔除去

・取り組む品目毎に、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず１つ以上含めた上で、確実に実施する取組メニューを３つ以上選択して✓を入れること。

・麦については、３つ以上の取組とは別に、赤カビ病の防除に✓を入れ、赤カビ病の防除を実施すること。

・実際に行った取組メニューが３つ以上となるよう、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際は注意すること。
（例えば、ドローンによる追加防除を実施する予定で「スマート農業機器の活用」を選択していたが、防除の必要性がなく実施せず、結果として取組数が３つ未満となった場合は、助成要件を満たさないこととなる。）

・取組メニュー毎の取組基準については、「低コスト生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）」を参照のこと。

・都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定する場合は、それを選択することも可能。

申込書の記載例（項目４【大豆、高収益作物、子実用とうもろこし】）

４．実施する取組

※　以下取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業、畦畔除去）の中から必ず１つ以上含めて、品目毎に３つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい。
その際、「排水対策」として「心土破砕」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を３つ以上実施してください。

（２）大豆に取り組む方は記載　選択

番号	取組メニュー	大豆（新市場開拓向け）	大豆（加工向け）
1	大豆３００Ａ技術	□	☑
2	難防除雑草対策（薬剤のみによる防除を除く）	□	□
3	土壌診断等を踏まえた土づくり（化学肥料のみの施肥を除く）	□	□
4	新品種の導入	□	□
5	効率的な施肥	□	□
6	均平作業（傾斜均平） ※畑作物本作化促進メニュー	□	□
7	摘[illegible]培	□	□
8	畝間かん水	□	☑
9	化学肥料の使用量削減	□	□
10	化学農薬の使用量削減	□	☑
11	排水対策（心土破砕、額縁明渠を除く） ※畑作物本作化促進メニュー	□	□
12	[illegible]に実施する農業機械の共同利用	□	□
13	新たに実施するスマート農業機器の活用	□	□
14	土層改良 ※畑作物本作化促進メニュー	□	□
15	畦畔除去 ※畑作物本作化促進メニュー	□	□
16	ほ場由来の温室効果ガスの削減	□	□
[illegible]	[illegible]	□	□
[illegible]	[illegible]	□	☑
[illegible]	[illegible]	□	□
20	（　　）	□	□
畑作物本作化	心土破砕、額縁明渠 ※畑作物本作化促進メニュー（３つの取組の対象外）	□	☑

畑作物本作化促進メニュー
・排水対策
・土層改良
・均平作業（傾斜均平）
・畦畔除去

・取り組む品目毎に、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず１つ以上含めた上で、確実に実施する取組メニューを３つ以上選択して✓を入れること。

・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについては、畑作物本作化促進メニューとして「心土破砕」又は「額縁明渠」を選択することも可能であるが、その場合は、これを除いた取組を３つ以上選択して✓を入れること。
（「心土破砕」と「額縁明渠」は「畑作物本作化促進メニュー」の対象となるが、「取組メニュー」の対象とはならない。）

・実際に行った取組メニューが３つ以上となるよう、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際は注意すること。
（例えば、ドローンによる追加防除を実施する予定で「スマート農業機器の活用」を選択していたが、防除の必要性がなく実施せず、結果として取組数が３つ未満となった場合は、助成要件を満たさないこととなる。）

・取組メニュー毎の取組基準については、「低コスト生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）」を参照のこと。

・都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定する場合は、それを選択することも可能。

申込書の記載例（項目５）

５．確認欄（以下の□に✓を入れ、署名をしてください）　必須

☑ 国の他の助成事業（当年産に係る事業（水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金を除く））で支援を受けている又は受ける予定となっている取組は選択しておらず、補助金等の重複受給はありません。

☑ 本事業で支援を受けた水田の面積については、当年産の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦・大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除外されることについて了承します。

☑ 取組を実施しても、採択審査の結果、助成対象とならない場合があることについて了承します。

☑ 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を事業翌年度から5年間保管し、地域農業再生協議会や地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

☑ 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

・本計画書に基づく内容において、虚偽の申請をしたことが判明した場合
・正当な理由なく、本計画書に記載した対象作物を作付けていないことが判明した場合
・本計画書に記載した対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結をしていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
・必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
・地域農業再生協議会等による適正な事業執行等のための調査に応じない場合

上記確認内容に同意すること、助成対象となった場合には、確実に取組を実施するとともに、取組の結果報告を行うことを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　氏名

・５つの確認項目をよく読んで、同意できる場合はそれぞれ✓を入れる。

・左記の誓約事項に同意できる場合は、日付を記載し、署名を行う。